

上尾市議会訓令第2号

上尾市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月24日

上尾市議会議長 田 中 一 崇

上尾市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する訓令

上尾市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年上尾市議会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「保険者番号及び加入者等記号・番号」を「加入者等記号・番号等」に改め、同条第7号中「保険者番号及び組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」に改め、同条第8号中「保険者番号及び被保険者記号・番号」を「被保険者記号・番号等」に改め、同条第10号中「免許証の番号」の次に「又は同法第95条の2第2項第1号の免許情報記録の番号」を加え、同条第11号中「保険者番号及び組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」に改め、同条第14号中「保険者番号及び被保険者番号」を「被保険者番号等」に改める。

第5条第2項中「次に定める」を「次に掲げる」に改める。

第8条第8項第1号中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改め、同項第2号中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第10条第1項第1号中「、健康保険の被保険者証」を削る。

第11条の見出しを「（開示決定の際に通知すべき事項）」に改める。

第1号様式中「健康保険被保険者証」及び「、健康保険の被保険者証」を削る。

第13号様式中「健康保険被保険者証」及び「、健康保険の被保険者証」を削る。

第19号様式中「健康保険被保険者証」及び「、健康保険の被保険者証」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。ただし、第3条第10号の改正規定は、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（令和7年3月24日）から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正前の上尾市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（以下「旧規程」という。）の様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
- 3 この訓令の施行の際、現に旧規程の規定に基づいて提出されている書類は、この訓令による改正後の上尾市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出された書類とみなす。